

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める事後開示書面)

2021年2月25日

株式会社ヤマダホールディングス
株式会社シー・アイ・シー

2021年2月25日

株式交換に係る事後開示事項

群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役 三嶋 恒夫

群馬県高崎市東貝沢町1丁目16番地1
株式会社シー・アイ・シー
代表取締役 太田 伸一

株式会社ヤマダホールディングス（以下「ヤマダホールディングス」といいます。）及び株式会社シー・アイ・シー（以下「シー・アイ・シー」といいます。）は、2021年1月18日付で締結した株式交換契約に基づき、2021年2月25日を効力発生日として、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社、シー・アイ・シーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本件株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年2月25日

2. 株式交換完全子会社における法定手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）株式交換をやめることの請求（会社法第784条の2）に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従い、株式交換完全子会社に対して本件株式交換をやめることを請求した株主はいませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）に係る手続の経過

株式交換完全子会社であるシー・アイ・シーは、会社法第785条第3項の規定に従い、2021年2月4日付でシー・アイ・シーの株主に対し本件株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社の商号及び住所の通知を行いました。同条第1項の規定に基づき株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）に係る手続の経過

株式交換完全子会社であるシー・アイ・シーは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述（会社法第789条）の手続の経過

会社法第789条第1項の規定により本件株式交換に異議を述べることができるシー・アイ・シーの債権者はおらず、同条に定める債権者保護手続きは不要であるため、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 株式交換をやめることの請求（会社法第796条の2）の手続の経過

株式交換完全親会社であるヤマダホールディングスは、会社法第796条第2項の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行ったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第797条）の手続の経過

株式交換完全親会社であるヤマダホールディングスは、会社法第797条第3項及び第4項の規定に従い、2021年2月4日付でヤマダホールディングスの株主に対し本件株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、本件株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会による承認を受けていないため、会社法第797条第1項但書の規定により、ヤマダホールディングスの株主には株式の買取請求権が認められておりません。

(3) 債権者の異議申述（会社法第799条）の手続の経過

会社法第799条第1項の規定により本件株式交換に異議を述べることができるヤマダホールディングスの債権者はおらず、同条に定める債権者保護手続きは不要であるため、該当事項はありません。

4. 本件株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本件株式交換によりヤマダホールディングスに移転したシー・アイ・シーの株式の数は、普通株式251株です。

5. その他本件株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

（1）簡易株式交換手続きの利用

株式交換完全親会社であるヤマダホールディングスは、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会による承認を受けずに本件株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本件株式交換に反対する旨を通知したヤマダホールディングスの株主の有する議決権の数は774,700株であり、会社法第796条及び会社法施行規則第197条に定める株式の数には達しませんでした。

（2）ヤマダホールディングスの資本金及び準備金

本株式交換により増加したヤマダホールディングスの資本金及び準備金の額は、それぞれ次の通りです。

- ① 資本金の額：0円
- ② 資本準備金の額：会社計算規則第39条の規定に従い、ヤマダホールディングスが別途定める額
- ③ 利益準備金の額：0円

（3）本株式交換に際して交付された株式数及びその割当て

ヤマダホールディングスは、本件株式交換に際して、本件株式交換によりヤマダホールディングスがシー・アイ・シーの発行済株式（但し、ヤマダホールディングスが保有するシー・アイ・シーの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時のシー・アイ・シーの株主（但し、ヤマダホールディングスを除きます。）の有する普通株式1株につき、ヤマダホールディングスの普通株式2854,76459株の割合をもって割当て交付いたしました。なお、ヤマダホールディングスが割当て交付した普通株式の合計は716,545株です。

（4）シー・アイ・シーの株主総会による本件株式交換の承認

シー・アイ・シーは、会社法第783条第1項の規定により、2021年2月5日付の株主総会の決議によって、本件株式交換の承認を得ております。

以上